

2024年2月27日

各 位

会 社 名 新 日 本 電 工 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 青木 泰

(コード番号:5563 東証プライム)

問合せ先 執行役員総務部長 田中 徹

(TEL 03-6860-6800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更の議案を、2024年3月28日 開催予定の第124回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、2023 年 11 月 29 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、重要な業務執行の決定権限を取締役会から取締役へ委任し、意思決定・業務執行をさらに迅速化するとともに、取締役会の監督機能の強化等によりコーポレート・ガバナンスを充実させ、さらなる企業価値向上を図るため、2024 年 3 月 28 日開催予定の当社第124 回定時株主総会での承認を条件とし、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定いたしました。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に 関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業拡大に対応するため、現行定款第2条に定める事業目的を追加、削除及び変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の効力発生予定日:2024年3月28日

以 上

現行定款 変更案 第1章 総則 第1章 総則 第1条 (条文省略) 第1条 (現行どおり) (目 的) (目 的) (条文省略) 第2条 第2条 (現行どおり) (1) フェロアロイ及び金属珪素の製造及 1. フェロアロイ及び金属珪素の製造及 び販売並びに輸出入 び販売並びに輸出入 <新 設> <u>(2)</u> 鉱業の経営 2. 各種金属材料の製造及び販売並びに (3) 各種金属材料の製造及び販売並びに 輸出入 輸出入 3. クロム塩類、マンガン系無機化学 (4) 酸化ジルコニウム、酸化ほう素、マ 品、炭素製品、その他化学工業製品 ンガン系無機化学品、その他化学工 の製造及び販売並びに輸出入 業製品の製造及び販売並びに輸出入 4. 肥料の製造及び販売 <削 除> 5. セラミックスの製造及び販売 (5) 電子部品材料及び磁性材料の製造及 び販売 6. 合成樹脂の成形、加工及び販売 <削 除> 7. 電子機器用部品及び電子部品材料並 <削 除> びに磁性材料の製造及び販売 8. 二次電池材料の製造及び販売 (6) 電池材料の製造及び販売 9. 測定器及び分析機器の製造並びに販 <削 除> 売並びに環境計量証明事業 10. 鉱物、土石粉砕等処理業 <削 除> <新 設> (7) 廃棄物処理業 <新 設> (8) 廃棄物からの有価金属の回収及び販売 <新 設> (9) 土木建築資材の製造及び販売 11. イオン交換樹脂の再生事業 (10) イオン交換樹脂の再生事業 12. 排水処理装置及び用水処理装置の製 (11) 排水処理装置及び用水処理装置の製 造及び販売 造及び販売 <削 除> 13. 機械器具設置工事業 14. 土木建築、その他各種プラント建設 <削 除> 工事の設計、施工、管理及び請負並 びに土木建築資材の製造及び販売 <削 除> 15. 建設コンサルタント業 16. ソフトウェア業並びに情報処理及び <削 除> 提供サービス業 17. 発電及び電気供給事業 (12) 発電及び電気供給事業 <削 除> 18. 廃棄物処理業 <削 除> 19. 鉱業の経営 <新 設> (13) 測定器及び分析機器の製造及び販売 20. 運送業及び倉庫業 (14) 運送業及び倉庫業 21. 水産物の養殖及び加工並びに販売 <削 除>

(15) 合成樹脂の成形、加工及び販売

<新 設>

- 22. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管
- 23. 子会社の株式を所有することによる 当該会社の事業活動の支配及び管理
- 24. 前各号の事業に付帯又は関連する事

第3条 (条文省略)

(機関)

(条文省略) 第 4 条

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (条文省略)

第2章 株式

第 6 条~第 12 条 (条文省略)

第3章 株主総会

第 13 条~第 16 条 (条文省略)

(電子提供措置等)

第 17 条 (条文省略)

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項 のうち法務省令で定められているも のの全部または一部について、議決し 権の基準日までに書面交付請求した 株主に対して交付する書面に記載し ないことができる。

第 18 条~第 19 条 (条文省略)

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 20 条 当会社に 12 名以内の取締役を置く。│第 20 条 当会社に 15 名以内の取締役を置く。 <新 設>

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって 第21条 取締役は、監査等委員である取締役 選任する。

2. (条文省略)

- (16) 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管
- (17) 子会社の株式を所有することによる 当該会社の事業活動の支配及び管理
- (18) 前各号の事業に付帯又は関連する事 業

第3条 (現行どおり)

(機 関)

第 4 条 (現行どおり)

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

<削 除>

(3) 会計監査人

第5条 (現行どおり)

第2章 株式

第6条~第12条 (現行どおり)

第3章 株主総会

第 13 条~第 16 条 (現行どおり)

(電子提供措置等)

第 17 条 (現行どおり)

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項 のうち法務省令で定められているも のの全部又は一部について、議決権 の基準日までに書面交付請求した株 主に対して交付する書面に記載しな いことができる。

第 18 条~第 19 条 (現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

2. 当会社に取締役のうち5名以内の監 査等委員である取締役を置く。

(選任方法)

とそれ以外の取締役を区別して、株 主総会の決議によって選任する。

2. (現行どおり)

3. (条文省略)

(任期)

了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時まで とする。

<新 設>

(役付取締役)

長1名、取締役社長1名、取締役副 社長、専務取締役及び常務取締役各 若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第24条 取締役社長は会社を代表する。

取締役会の決議をもって取締役中か ら取締役社長以外に会社を代表する 代表取締役を定めることができる。

代表取締役は各自会社を代表する。

第 25 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

- 第26条 取締役会の招集通知は、会日の2日 | 第26条 取締役会の招集通知は、会日の2日 前までに各取締役及び各監査役に対 し発する。但し、緊急の必要あると きは、この期間を短縮することがで きる。
 - 2. 取締役及び監査役の全員の同意があ るときは、招集の手続きを経ないで 取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 (条文省略)

> 2. 当会社は、取締役会の決議事項につ いて、取締役(当該決議事項につい

(現行どおり) 3

(任期)

- 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年内に終 | 第 22 条 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)の任期は、選任後1年内に終 了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時まで とする。
 - 2. 監査等委員である取締役の任期は、 選任後2年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会の決議によって、取締役会 | 第 23 条 取締役会の決議によって、取締役会 長1名、取締役社長1名、取締役副 社長、専務取締役及び常務取締役各 若干名を取締役(監査等委員である 取締役を除く。)の中から選任するこ とができる。

(代表取締役)

- 第24条 取締役社長は会社を代表する。
 - 2. 取締役会の決議をもって取締役(監 査等委員である取締役を除く。)の 中から取締役社長以外に会社を代表 する代表取締役を定めることができ
 - 3. 代表取締役は各自会社を代表する。

第 25 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 前までに各取締役に対し発する。但 し、緊急の必要あるときは、この期 間を短縮することができる。
 - 2. 取締役の全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで取締役会を 開催することができる。

(取締役会の決議方法)

(現行どおり) 第 27 条

> 2. 当会社は、取締役会の決議事項につ いて、取締役(当該決議事項につい

て議決に加わることができるものに 限る。)の全員が書面又は電磁的記 録により同意の意思表示をしたとき は、当該決議事項を可決する旨の取 締役会の決議があったものとみな す。但し、監査役が当該決議事項に ついて異議を述べたときはこの限り ではない。

て議決に加わることができるものに 限る。)の全員が書面又は電磁的記 録により同意の意思表示をしたとき は、当該決議事項を可決する旨の取 締役会の決議があったものとみな す。

第 28 条 (条文省略)

<新 設>

(報酬等)

行の対価として当会社から受ける財 産上の利益(以下、「報酬等」とい う。)は、株主総会の決議によって 定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 (条文省略)

> 2. 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、取締役(業務執行取締 役又は支配人その他の使用人である ものを除く)との間に、任務を怠っ たことによる損害賠償責任を限定す る契約を締結することができる。但 し、当該契約に基づく責任の限度額| は、法令が規定する額とする。

(相談役及び顧問)

第 31 条 (条文省略)

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第32条 当会社に5名以内の監査役を置く。

第 28 条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当会社は、会社法第399条の13第 6項の規定により、取締役会の決 議によって重要な業務執行(同条 第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に 委任することができる。

(報酬等)

第 29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執 | 第 30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執 行の対価として当会社から受ける財 産上の利益(以下、「報酬等」とい う。) は、監査等委員である取締役 とそれ以外の取締役とを区別して、 株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 (現行どおり)

2. 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、取締役(業務執行取締 役又は支配人その他の使用人である ものを除く。) との間に、任務を怠 ったことによる損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく責任の限度 額は、法令が規定する額とする。

(相談役及び顧問)

第 32 条 (現行どおり)

> <削 除> <削 除>

(選任方法)

- 第33条 監査役は株主総会の決議によって選 任する。
 - 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使 することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 当会社は、会社法第329条第3項の 規定に基づき、法令に定める監査役 の員数を欠くことになる場合に備え て、株主総会において補欠監査役を 選任することができる。
 - 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議 が効力を有する期間は、当該決議後 1年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の 開始の時までとする。

<u>(任 期)</u>

- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時ま でとする。
 - 2. 補欠として選任された監査役の任期 は、退任した監査役の任期の満了す る時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤 の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第36条 監査役会の招集通知は、会日の2日 前までに各監査役に対し発する。 但し、緊急の必要があるときは、こ の期間を短縮することができる。
 - 2. 監査役全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで監査役会を開 催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定 めがある場合を除き、監査役の過半 数をもって行う。 <削 除>

<削除>

<削 除>

<削 除>

<削 除>

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は 本定款のほか、監査役会において定 める監査役会規程による。

<u>(報酬等)</u>

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議 によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第40条 当会社は、会社法第426条第1項の 規定により、任務を怠ったことによ る監査役(監査役であったものを含 む。)の損害賠償責任を、法令の限度 において、取締役会の決議によって 免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、監査役との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任を 限定する契約を締結することができ る。但し、当該契約に基づく責任の 限度額は、法令が規定する額とする。

<新 設> <新 設>

<新 設>

<新 設>

<削 除>

<削 除>

<削 除>

第5章 監査等員会

(常勤の監査等委員)

第33条監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の 2日前までに各監査等委員に対し発 する。但し、緊急の必要があるとき は、この期間を短縮することができ る。
 - 2. 監査等委員全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監査等 委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、監査等委員の過半数をもって行う。

<新 設>

第 6 章 会計監査人 第 41 条~第 42 条 (条文省略)

(報酬等)

第 <u>43</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役 が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算 第<u>44</u>条~第<u>47</u>条 (条文省略)

<新 設>

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令 又は本定款のほか、監査等委員会に おいて定める監査等委員会規程によ る。

第6章 会計監査人 第37条~第38条 (現行どおり)

(報酬等)

第<u>39</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役 が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算 第<u>40</u>条~第<u>43</u>条 (現行どおり)

附 則

(監査役の責任免除等に関する経過措置) 当会社は、第124回定時株主総会終結前の行 為に関する会社法第423条第1項に定める監 査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償 責任を、法令の限度において、取締役会の決 議によって免除することができる。

- 2. 第 124 回定時株主総会終結前の社外監査 役(社外監査役であった者を含む。)の行 為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償 責任を限定する契約については、同定時 株主総会の決議による変更前の定款第 40 条第 2 項の定めるところによる。
- 3. 本条は、第134回定時株主総会終結の時をもって削除する。